

通告 8 番目、14 番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員、1 番目の質問をお願いいたします。

○市來議員 14 番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず、災害対策について、土のうステーションの取組。

近年、短時間で局地的に降る集中豪雨や大型台風などが全国的に増加傾向にあります。こうした状況から、災害に備えるといったことは、市民にとっても大変重要ではありますが、どの地点にどれだけの雨が降るかなど、まだまだ予測できないことも多く、実際には、浸水被害への対策、備えは、なかなか進まないのが現状ではないでしょうか。

さらに、浸水被害を軽減する土のうを備えるのは、市民にとってもハードルが高いように感じます。今、市では、地域防災力、震災対策の充実強化を目指し、検証と充実に計画を進めていますが、様々な災害の備えや想定していくことも必要です。

そこでまず、1、自主防災組織などでは、それぞれの組織内に必要な資機材など補助金を活用し、備えられていると思いますが、備品等はどんなものがあるのか。

2 つ目は、緊急で土のうが必要になった場合、現在どのように市は対応しているのか。

3 つ目は、今、様々な自治体で浸水被害など、災害に備え、自助・共助の取組の中で、市内各地に土のうステーションの設置に取り組む自治体が増えてきました。市民が自由に利用できる土のうを収容したステーションです。

今回は、有田市の部分の資料提出を行いました。こちらは有田市で行っている各ステーションですね。地域に備えられているステーションです。こちらのほうは、河川、裏に地図があると思いますが、河川の関係上、川に沿った形で備えられておりますが、それ以外にも、ほかの市町村では様々な防災公園や地域の集会場など、利用できるようなところに置かれているといったことがございます。申込みも不要、利用個数は自治体によって決められ、運搬は利用者自身が行う。返却、回収を行うかも自治体が決める、返却、回収の場合も、利用者自身が行うといった形です。

事前に必要なときに準備ができるということもでき、いざというときにも、より身近な場所で取りにいける。市でも土のうステーションの設置をしてはどうかという市の考えをお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の1番目のご質問、災害対策についての1点目、自主防災組織などで備えられている備品等はどんなものがあるか、についてお答えします。

自主防災組織で備えられている備品等の内容ですが、災害時に備え、資機材では、発電機、テント、メガホン、懐中電灯、はしごや担架などです。また、避難時等において必要となる保存水、毛布、ブルーシート、カセットコンロ、簡易トイレが主なもので、そのほか、トイレットペーパーや衛生用品などを備蓄しているところもございます。また、水防活動のため消防屯所に土のう袋を備えているところもございます。

2点目、緊急で土のうが必要となった場合、どのように対応しているか、についてお答えします。

事前の浸水対策の場合は、原則、土のうに限らず、個々の状況に応じた浸水対策を各ご家庭でお願いしているところです。緊急を要する場合、市役所駐車場の南側に保管している土のうを市民の方に直接取りに来ていただくこととなります。また、不足するような場合は、岩出市建設業協会等と締結している、災害時における応急対策業務に関する協定による要請を行うなど、対応してまいります。

最後に3点目、土のうステーションの設置の考えは、についてお答えします。

先ほども申し上げたとおり、土のうについては、他の災害対策と同様に、原則として、各ご家庭でご準備いただくようお願いしています。そのため、市としては土のうステーションを設置する予定はありません。ただし、緊急時には、例外的な対応として、市役所の駐車場にて土のうを配布いたします。

○玉田議長 再質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 再質問を行います。

消防の屯所のほうに土のうが置かれているということなのですが、こちらのほうは、例えば雨が降ったときに、市役所に行くよりも、そこでもらったりということはできますか、市民が。屯所というのは地域にあるんで、逆に言ったらもらいやすいと。消防屯所に備えてある土のう等については、どのような形で渡すことができるのか。また、消防の関係者がやりに来てくれるのか。

その辺ちょっとお聞きしたいのと、各家庭に備えていただきたいというのは、もちろん自助という部分では必要なことだと思います。でも、先ほど言ったみたいに、土のうを各家庭で備えておくというのは、物すごくハードルが高い。そうした意味

で、事前に分かるものであれば、市まで取りにいったらいいよというのであるんですけど、大概ですね、私も、この間経験した、雨などで連絡あった場合は、どうしたらいいんですかというときは、市役所に電話してくださいということしかできなかった。

逆に、土のうの件については全く触れることもなく、市役所にとにかく言ってくださいということしか言えなかった。現場に向かったときは、大体が、各家庭、家庭だけで対応されているんじゃないくて、ご近所さんも一緒に、水の流れどうするかというのを考えておられるといったことがあったんです。そういうことを考えたら、最も身近なところで取りに行けるといったような状況が、備えとしてはふさわしいんじゃないか。各家庭で備えてくれたらいいというのは分かるんですが、これ土のうを備えるというのは、なかなかハードル高いですよ。

そうした意味で、今、各市町村などがこうやって自由に持っていける土のうを備えているんですよ。防災公園に備えるだとか、いろいろ方法あると思うんです。そうした考えは持っておられませんか。

それでもなおかつ各家庭に備えてほしいということでしょうか。自助・共助というのであれば、こういうように備えをできるように、身近なところでもできるようにするというのが、私は大事なことだと思うんですが、その観点から見てもどうでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、消防屯所に置いてある土のうについては、もらっていったいいのか、もしくは消防の方が配られるのかというようなご質問だったと思うんですが、各消防屯所に置いておる分というのは、消防の分団のある地区で備え付けているという形になりますんで、地区の方の考え方で、地区の中で使われるということであれば、自主防災組織、消防団のところでの判断でお配りすることもあるかとは思いますが、誰でも、どこの屯所へ行って、もらうという、そういうことではありません。

それと、各家庭において土のうを配備するというのは非常にハードルが高いと。身近なところで取りに行けるようにすればよいのではないかというようなご質問だったと思います。確かに、土のう袋自体は、ハードルが高い部分もございます。ただ、最近では、土のうだけでなく、水のうなどをご利用される方もありますんで、それであれば袋だけ用意しておいて、あと水を張れば、土のうの代わりになるとい

うところもございます。

議員もおっしゃっていただきましたが、基本的に、まずは自助・共助の部分で、自身の安全対策をしていただきたいという観点から、自分でご用意いただきたいという部分の自助・共助の話を見せてもらっております。

そして、万が一の緊急性のある場合、こちらについては公助、行政がしなければいけない部分として、土のうを渡しているという形になっております。自助・共助、先ほどの三栖議員のご質問のほうにもありましたけども、検証事業の中で、住民の皆様方の防災意識の向上、自助・共助を強く捉えていただくという部分もございます。できる限り自分たちのほうでご準備いただきたいというふうに考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 事前に緊急で備える場合は、市役所に取りに来たらいいという形になっておりますけど、そうしたことを、例えばホームページ等々できちっと知らせるとか、そういう防災関係の部分で市民にお知らせするということはできてますか。そこは大事だと思うんです。

事前に分かる分は取りに来てください、渡しますよというのであれば、そういう場合には備える。もちろん備えてほしいというのはあったにせよ、こちらでも用意してますというふうに言わないと駄目だと思うんです。

だから、何回も言うように、家庭で備えるというのはなかなかハードルが高いんですよ。逆に、水のうでできるというのであれば、こういうのがあるよというの、方法としてしっかりと周知するということは十分必要だと思います。

分かって取りに行くということはあるかもしれない。ただ、本当に必要なときに、ぱっと、ここにあるよというのが分かったら、そこに取りに行けるということが重要ではないかと。その場合は、市役所の職員が動くのか、建設業界の方が動くのか。危険な思いしながら、もちろんこれ市民も同じですよ。ただ、市役所でも大変じゃないですか。そういうときというのは、たくさんいろんな情報が、連絡が入るわけですからね。そうした中で、どういうふうに身近なところで何ができるかというのをしっかりと市民にも、自分たちが動けるようにするためには身近なところでできるんじゃないですかということで、設置をお願いしたんです。その辺について、もう一回答弁もらえますか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長 市来議員の再々質問にお答えさせていただきます。

まず、市民の周知についてですが、これにつきましては、現在、検証事業の中でも、防災意識の向上の中で、市民にいろいろ周知していかなあかんという部分もございまして、できてない部分もありますので、今後、周知はさせてもらいたいと思います。

それと、ご質問の中で言っていたんですが、事前については、まずご自身で準備していただきたいというふうな考え方でございます。緊急時については、市役所の駐車場等でもお配りさせていただきますというお答えをさせてもらっております。土のうステーションにつきましても、やはり維持管理していくのにもマンパワーがかなり必要な部分もございまして、その部分でも、併せて、現在のところ、緊急時の市役所の1か所での配布という形にさせてもらいたいと考えております。

すみません。1点漏れておりました。先ほど私が申し上げました、水のう、こちらについても、また周知のほうさせていただきたいと思います。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 終活支援についてであります。エンディングサポート事業。

2024年6月議会で終活サポート体制について質問を行いました。そのときはエンディングノートの書き方、心配事や分からないことを相談できる窓口の設置を求め、現在、市でも包括支援センターにおいて、終活を考えようと、窓口の設置を行っていただいています。

今回は、さらに支援をもう一步進めるために質問を行います。報道等で身寄りのないなどの事情で、引取手がなく自治体が火葬などを行った遺体は、2023年度、全国で4万人余りに上ったと推計されることが、厚生労働省の初めての調査で分かったという記事を目にしました。この調査は、引取手のない遺体や遺骨の取扱いについて、全国1,700余りの全ての自治体を対象に初めて調査を行い、およそ1,160の自治体が回答、全国でおよそ4万人という数字は、令和5年に死亡した人の2.7%に当たり、厚生労働省は、単身の高齢者などの増加に伴って、引取手のない遺体は、今後さらに増加するとしています。

その背景には、高齢者や単身世帯の増加、家族関係の希薄化などがあるとされています。人が亡くなると、その親族が弔うのが一般的です。しかし、何らかの事情で家族と親族と疎遠になり、周辺との関係性も乏しい場合、引取先不明遺体となり、

死亡地の市町村が火葬などを行うこととなっています。

墓地、埋葬等に関する法律によるもので、その9条には次のように記載されています。死体の埋葬または火葬を行う者がいないとき、または判明してないときは、死亡地の市町村長がこれを行う。死亡した場所の自治体が火葬することが法律で定められていますが、その手順に統一した基準はありません。そして、遺骨は一般的に一定の人間関係がある人が引取り、管理をすればよいのではないかということになりますが、誰も引き取る人がいなかったとき、民法の枠内では解決が難しくなっています。遺骨が誰に帰属するのか、弔いはどこまで誰がやるべきか、法的には明確に定まっていません。また、身元が分かっているながら引取手がいない遺骨も地域によっては増加しており、対策を進める自治体も出てきています。

そこで、まず1つ目は、引取手のない遺体、遺骨の市の状況についてお聞きをいたします。

そして2点目は、火葬を行うまでの対応について。

3点目は、公的に火葬など、対応が行われる場合、死亡届や遺体の対応はどのようにしているのか。

4点目は、遺骨の保管場所、保管期間、期間を過ぎた場合の対応について教えてください。

5つ目は、エンディングサポート事業導入の考えについてです。早い段階から対策に乗り出すことで、この問題に向き合う自治体も出てきました。独り暮らしで頼れる身寄りがなく、生活にゆとりがない高齢等の市民の葬儀、納骨などに関する相談に乗り、サポートするエンディングサポート事業です。さらなる高齢化の加速、独身率の増加などの社会情勢を見据えれば、こうした事業への立ち上げは必要となってきます。

実施している自治体では、住民の尊厳を守るため、そして自治体の葬祭関連支出を減らすためという理由で、終活サポートを行うこととなったケースや、遺体、遺骨の手続、自治体で行う場合に時間がかかり、担当者の負担は相当なもの。さらに遺品処理や遺骨保管などの問題も解決していかなければならない。住民が自分の希望どおりに最期を迎えるため、そして自治体の負担軽減のためにも、自治体が主体となり、積極的に終活支援を行っているということです。

エンディングサポートプランの事業は、元気なうちに終活情報を登録しておくことができる事業、緊急連絡先、エンディングノートの保管場所、葬儀、納骨、遺品整理の生前契約、遺言書の保管先、お墓の所在地など、そのほか市は事業の登録者

に対し、定期的に生活状況の確認や、リビングウィル、生前の意思の保管、関係者への情報提供を行います。これらを登録することで、亡くなった際に自分の意思を尊重して、葬送をしてもらえる。何より自治体に関わることで、高齢者が安心して相談ができる仕組みは、誰にも迷惑をかけずに死にたいと願う市民にとっても必要な事業であると考えます。

そこで、設置の考えはいかがでしょうか。

○玉田議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の2番目、終活支援について（エンディングサポート事業）についてお答えします。

まず1点目、引取手のない遺体、遺骨の状況は、についてですが、死亡者の身元が判明していない場合には、行旅病人及行旅死亡人取扱法の規定により、死亡地の市町村長が遺体の取扱いを行うこととなります。また、死亡者の身元が判明している場合には、墓地、埋葬等に関する法律の規定により、同じく市町村長が埋葬等の手続を行うこととなっております。

これら法律に基づく過去5年間の本市での埋葬等の執行状況については、行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づくものはゼロ件、墓地、埋葬等に関する法律に基づくものは、令和2年度、ゼロ件、令和3年度、ゼロ件、令和4年度、2件、令和5年度、2件、令和6年度は3件となっております。

次に2点目、火葬を行うまでの対応は、についてですが、遺体、遺骨の引取手がいない方が亡くなられた旨の連絡が警察や医療機関等からあった場合には、まず警察等が把握している情報に基づき、亡くなられた方の親族の有無や所在などを確認することとなります。その結果、親族がいない場合、音信不通等により親族の所在が不明な場合、親族に連絡は取れたものの火葬や遺骨の引取りを拒否された場合には、市が速やかに火葬等の必要な手続を行うこととなっております。

次に3点目、公的に火葬などの対応が行われる場合の死亡届や遺体の対応は、についてですが、死亡届の提出につきましては、通常、死亡届の届出人が火葬許可証の交付申請を行うこととなっておりますが、戸籍法に定める届出人がいない場合や、遺体を引き取る方がいない場合などには、警察から交付される死亡通知をもって火葬許可を取得する対応を行っております。また、遺体の引取りや火葬等の手続については、市が葬儀会社へ依頼し、必要な対応を実施しております。

次に、4点目の遺骨の保管場所、保管期間、期間を過ぎた場合の対応は、につい

てですが、遺骨の取扱いにつきましては、原則として、葬儀会社を通じて寺院に依頼し、墓地における共同埋葬をお願いしております。また、親族が存在するものの、連絡がつかず、遺骨の引取りについて意思確認ができていない場合につきましては、火葬後、寺院において一時的に個別で遺骨を保管していただいた上で、親族の所在を調査し、書面にて引取り意思の確認を行うこととしております。なお、個別での遺骨の保管期間については、特に期間の定めは、今のところ設けておりませんが、現在、個別に遺骨を保管している事例はございません。

最後に、エンディングサポート事業の導入の考えは、についてでございますが、エンディングサポート事業は、終活に関する相談や、頼れる身寄りがなく、葬儀、納骨に不安を持つ人が、葬祭事業者と生前に契約することなどを市町村が支援する事業であり、この事業を実施している自治体があることは把握しております。

本市では、終活に関する相談は地域包括支援センターで対応しており、独り暮らしで自分の死後の葬儀等を心配して相談に来られる高齢者などにも対応しております。また、相談内容によっては、司法書士や弁護士等につなげたり、エンディングノートの機能を持つ那賀圏域で作成したメッセージノートを勧めるなどの対応もしております。よって、現在のところ、さらなるエンディングサポート事業の導入については考えておりません。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 件数については、それほど多くはないと思うんですが、確実に、令和6年度の場合で3件という形で、今後、増えてくる可能性も高くなってくると思うんです。引取人不明遺体の火葬などを行う市町村は、厚労省の調査によれば、ルールなどが特にないというのが4割を超え、独自のマニュアルを用意している自治体は1割程度というのが実態だということで、連絡する親族の範囲や遺体を保管する期間などにも、先ほども一時的にはやってるけど、今現在、ないということなんです。定まっていないということです。

そうした形で、保管する期間などにも各自ばらけているというのが現状なんです。やはり岩出市にもマニュアルや一定の決まり事というのが必要だと思うんですが、それというのはしっかりとつくられているのか。というのは、件数が少ないからこそ、あのときどんな対応だったのかという事例を、もちろん公的な機関なんで、しっかりと前の状況を確認しながらやると思うんですが、やはり誰が担当しても、誰がどの状況で担当課に行ったとしても、やはりスムーズに行うといったことも必

要になってくるかと思えます。

そうした意味では、そういうマニュアルの対応をすることも必要なのではないかと考えますが、その点についてお聞かせください。

あとは、地域包括支援センターでの終活相談ですね。当然やられていると思うんですが、それが現在どれぐらいあるのかという点をまずお聞きをいたします。

エンディングサポート事業の取組というのは、今のところ考えていないと。各自弁護士さんや葬儀事業者とも連携を取りながら、連携を取っているわけじゃないけど、こんなのがありますよという紹介をしていると思うんです。先ほど言った事例というのは、相談者とその間、事業所との提携も、間に行政の公的な機関の市の職員さんが一緒に入ってくれることによって、安心ができる。だって、自分が死んだらもう分からない。だけど、死んだとき、亡くなったときに、ちゃんとどのような形で進められるかというのが分かることによって、安心感ができる。それを公の機関がしっかりとやってくれるという点では、ものすごく安心感を得られるというふうに市民の方にもよく言われてます。

というのは、最近多くなってきているのは、やっぱり高齢化が来てて、先に身内が亡くなり、自分が独りになってしまった場合というケースが、岩出市の方々にもたくさんおられて、その場合、市来さん、頼んどくで、わしが死んだらとかと、やっぱり言われるんですけど。私もそうした専門家ではありません。当然、包括支援センターを紹介したり、当然、弁護士さんにとという形にはなるんですが、やはりしっかりとしたところで、自分が亡くなるのをちゃんと分かるようにするためと、市の行政に入っていただくことが、すごく安心だというお声を聞いています。

そうした意味では、さらに、今のところは相談機関、地域包括支援センターでやるよということなんですが、やはりやっている自治体は、時間をかけてでも、研究を行いながら進めてきています。今からやっとなないと、いざいろんなことが起こったときには、また大変な状況になるんで、私は高齢化が来ているということで、少子高齢化という時代が来るという中では、備えという意味でも、しっかりと他の自治体を学んで、しかもそれを取り入れるという努力というのは、市に必要だと思うんで、その点について再質問を行います。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問にお答えいたします。

まず、先ほど私も言ったんですけども、遺骨の保管期間等、個別の定めを設けて

おりませんと答弁したんですけれども、それらのマニュアルについて、私どもも大事なことを考えておりますので、内規等の制定について進めておるところでございます。

それから、2点目の他の自治体のほうでもエンディングサポート事業を実施して、今後も含めて、岩出市で実施する考えはないのかというようなことでございますけれども、繰り返しになりますが、終活相談だけでなく、葬儀や納骨等の生前契約の支援までを含めた、いわゆる市来議員のおっしゃるエンディングサポート事業については、現在のところ実施する考えはないんですけれども、今後、独り暮らしの高齢者の増加が見込まれる、そういう中で、現在、地域包括支援センターで実施している終活相談等の状況も検証しながら、議員言われるエンディングサポート事業についても研究を重ねてまいります。

失礼いたしました。終活相談の件につきましては、令和6年度の終活に関する相談につきましては12件ございました。終活相談の内容につきましては、遺言書の作成方法や相続に関すること、それから身寄りがない方からの自身の葬儀等の手続やお金の管理などございました。

○玉田議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 実際には12件ほどが、やっぱり窓口をつくれれば出てくるという、いろんな話としてあるということなんです。終活について、人生の終わりは全ての人に関わる問題であります。だからこそ、人生の終わりに向けた準備を少しでも考えていくきっかけづくりというのは大変重要になってくると思うんです。

今後、終活についての市民の皆さんにもやっぱり考えていただくという機会というのをつくっていくということは、行政の役割でもあるんですが、今年度で何か取組を行うことや、また次年度でも、終活について、やはりしっかりと市民の皆さんにも知っていただくという、考えてもらうという機会というのをどういうふうに考えているのかという点をお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

終活を自分ごととして考えられるように、周知をどのようにしていくのか、どのような取組をしていくのかというようなことであったと思いますけれども、市としては、終活について、市ウェブサイト掲載をはじめ、様々な機会を捉え、周知を

行っているところでございます。

今年の7月には、高齢者の支援者でもある民生委員・児童委員の研修会において、地域包括支援センター職員が終活をテーマに講話する予定です。今後も市民向けの講演会など、終活を自分ごとと捉えていただける取組を考えてまいります。

○玉田議長 これでは、市来利恵議員の2番目の質問を終わります。

続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市来利恵議員。

○市来議員 学校給食について（給食費相当の補助金・給食でつなぐ子供の居場所づくり）。

令和7年度も学校給食費の無償化が継続され、物価高で大変な中、子育て中の保護者の方々から助かっているとの喜びの声をたくさん聞いています。和歌山県内で自治体で県のお金を活用しながら実施に向かったことは大変いいことですが、早急に国が学校給食無償化の法整備を整えることを切に願うものです。

学校給食費の相当の補助金について、学校給食費無償化の対象とならない児童生徒のいる家庭に対し、学校給食費相当額を給付する市町村があります。対象は町や市立小中学校に就学し、食物アレルギーや長期欠席などの事情により、月に一度も給食の提供を受けていない。欠食届で給食を止めている児童生徒、市町村内に在住で、特別支援学校や市町村外の小中学校に就学している児童生徒などです。

補助金の対象や町立、市立にかかわらず、私立に通う児童生徒にも対象にするなど、やり方も方法も様々ですが、実施している自治体があります。

そこで、市の状況はどうなっているのか、お聞きをいたします。

まず1つ目は、市外の小中学校等に通学している児童生徒への対応はどうなっているのか。

2つ目は、アレルギー等により給食の提供を受けていない児童生徒への対応は。

3点目は、市が運営する教育支援センター、フレンドに通室している児童生徒への対応。

4点目は、不登校児童への対応は。

5点目は、給食でつなぐ子供の居場所づくりの実施についてです。

文部科学省によると、23年度、全国の小中学校で30日以上欠席した不登校の児童生徒は、全体の3.7%に当たる34万6,482人、11年連続の増加で、過去最多を更新しています。不登校の小中学生の増加が問題となる中、新たな支援策として、市内の給食センターを開放し、無料で給食を振る舞う事業を始めた自治体があります。

八王子市では、学校を休みがちな児童生徒たちのために、学校給食センターを開放して、一緒に給食を食べようという取組を行っています。学校給食センターに来て食事をするすることで、社会とのつながりをつくるきっかけとして、八王子市で行われている不登校支援の1つです。給食のある日は毎日開放している。市学校給食課の担当課も、不登校の子供が1割弱が利用している。家の外に居場所ができ、給食センターをきっかけに学校に戻れた子もいると成果も上がっているそうです。栄養バランスの取れた食事が安心感につながっていると、保護者の負担軽減にも効果があると説明をしておられました。

こうした八王子市の取組が、少しずつではあるんですが、まだまだ全国的にやっているわけではありませんが、数少ない中でもこうした取組を行いながら、不登校の対策として、学校給食とつなげるという取組というのがあるんですが、こうした自治体に学んで、岩出市でも取り組むとかできないのかという点をお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市来議員ご質問の3番目、学校給食について、給食費相当の補助金に関する1点目から4点目まで、一括してお答えいたします。

本市の令和7年度学校給食費無償化事業は、和歌山県公立学校給食費無償化事業補助金を活用して実施しております。この無償化事業は、学校給食にかかる費用を無償化することを目的に実施しております。すなわち、岩出市の学校給食を食した児童生徒の給食費実費分を、本市が負担するという事業でございます。

議員ご指摘の市外の小中学校に通学している児童生徒、それからアレルギー等により給食の提供を受けていない児童生徒、そして不登校により給食を停止している児童生徒は、実際に岩出市の学校給食を食していないので、この補助対象には含まれておりません。

給食費相当の補助金となりますと、給食費無償化の議論と同じで、県内全ての自治体で公平に実施すべき施策であり、国、県において一律に実施すべき事業であると考えております。

本市といたしましては、市単独での実施は考えておりません。

教育支援センターに通室している児童生徒への対応につきましては、学校での給食は停止しておりますが、教育支援センター「フレンド」において、給食の申込みをしていただきますと、無償で給食を食べることができます。

現状、給食の時間から通室して、食事の後、学習して帰宅する児童生徒もおります。また、教育支援センターで給食を開始して以来、朝から学校の校時に合わせて1日学習している生徒もおります。

次に、5点目の給食でつなぐ子供の居場所づくりの実施はどうか、につきまして、他の自治体で不登校の児童生徒を対象に、給食センターで給食を無償で提供している事例があることは承知しております。本市の給食センターでの実施を考えますと、センター2階に会議室があり、保護者の給食試食会などを実施しておりますが、ここで毎日、食数が確定しない給食を提供することは難しいと考えております。

一方で、他の場所で給食を提供するとなると、学校給食衛生管理基準により、配送車の手配や検食の実施、それから冷蔵庫と鍵のかかる保管庫の設置などが必要となります。

教育支援センター「フレンド」での給食は、これら全ての条件を満たした上で実施しております。各学校の不登校児童生徒には、学校を通じて、給食だけでもフレンドに食べにおいでよと伝えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 フレンドにつきましては、給食を提供しているという形で、給食を食べて、昼も残って、そちらのほうで通室がうまくいっているというような形の話は聞いたんですが、こちらは学校給食を提供する場合は、予約制はあるんですか。それとも、決まった数、作っているんですか。それをまず聞かせください。

なぜなら、学校給食で、給食センターでやる場合は数が確定してないからできないとおっしゃった。でも、フレンドについてはできてますと、一方ですね。なぜよとなるじゃないですか。数が確定すれば、私、フレンドでやることももちろん重要なんですが、そうじゃなくても、学校給食センターでも、じゃあできるじゃないかというのが提案なんですね。フレンドでやっている。学校給食センターでもやればいい。

先ほど言ったのは、数が確定しないからやりませんという感じだったんですよ。じゃあ確定するということは、確定したらできるん違うかなと。フレンドの場合は、前もってこんだけ食数要りますよと、多分言っているからできているんじゃないかなと思うんだけど。学校給食で数が確定すれば、センターでできるんじゃないですか。その辺はどうでしょうか。

1つ、学校給食、当然、食数に対して払うものなんで、これについて、市外の子

供たちやアレルギーの子供たちについては、やらないという形になってます。でも、アレルギーを持っている子供たちは、給食食べたくても、自分の体にやっぱり関わる問題が出てくるんで、食べたくても食べれないという理由で、あえてお弁当だったり、それを持っていかないといけないんですよ。

その場合も、もちろん家族は毎日作るわけですよ。食べてないから、学校給食もその分もらってないからという感じになっちゃうとは思いますが。食べたくても食べられない子供たちですよ。アレルギーあるということは、食べてしまったら、アナフィラキシーショックだったりとか、そういった問題が起こったりとかいうので大変なんで、あえて家から持ってきているというふうな場合なんですけど、学校に通って、本来であれば、みんなと同じように学校給食が食べたい、でも食べれない。そうした子供たちの家庭というのも、毎日お弁当作っているわけですから、相当分を市が負担するという考えは十分できると思うんです、その分。

学校給食は、県と、もちろん市と出してますよ。でも、逆にアレルギーの子供たちに、その相当分を助成、補助しましょうというのは、単独事業としてできるんじゃないかという考えがあるんですが、その点についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

まず、フレンドのほうの申込みの件なんですけど、フレンドについては、入室するときに、最初にフレンドに行きますよというときに、給食の喫食をするかどうか、食べるかどうかという申込みを受け付けております。その数に基づいて、フレンドのほうに、毎日その数を配送しているということです。

それで、センターのほうではそれはできないのかというお話でしたけれども、不登校の子供たち全てから、その条件に合うような申込みをもらわないとできませんし、それができるかどうか。まず1つあるのが、私どもがなぜフレンドのほうでまず始めているかといいますと、フレンドで通室していつてくれている子供たちは、学校に登校しているのと同じ扱いができるわけなんです。学校に行っているのと同じ扱いができます。ですから、あそこで食べている給食は、学校で食べる給食と同じだというふうに我々は認識しております。

ただ、先ほどから申し上げています、先ほどからあった県の補助金の話もちよっとさせていただきますと、例えば学校給食センターで、不登校の子供たちに給食を提供した場合、それが補助金の対象になるかというのと、それはならないというふう

に我々のほうでは今のところ考えておりますので、今の岩出の給食センターにおいては、フレンドでの提供にとどめておきたいというふうに考えており、センターのほうでの給食は、今のところは考えておりません。

それから、アレルギーの子供、不登校の子供への給食費相当額の支給の件に対しましては、先ほど申し上げましたが、やはりこれは日本全国どこの自治体においても一律に行うべき施策であるというふうに思っております。ですから、現在、全てで一律に行えるよう、国及び県のほうが実施する事業であるというふうに考えておりますので、本市単独での実施は考えておりません。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 最後に1点だけなんですけど、フレンドは、もちろん学校の来た日という形を取り扱うんで、だからこそ、あそこに来た子たちは、申し込んだら無償になりますと。でも、不登校で悩まれている、きっかけづくりなんですよね、1つの。学校給食を食べることによって、学校と身近に考えてもらうということで、無料とか無料じゃないからという考えではなく、逆に、私は大事なのは、それをきっかけに、学校とのつながり、そういうものができるのであれば、フレンドでやることもできれば、学校給食センターでもできるんじゃないんですかという、1つの対策、不登校対策としてやられているという形でもあるんですよね、これね。やっている学校というのは。学校、市。

私は、一緒に、ここの問題で、これを一緒にやったっていうのに、それはどうなんて言われたら、そうかもしれないけど、だけど、給食センターでもできるんじゃないのと。学校に来てない不登校の生徒も、学校給食を通じて学校と身近に感じられたというのをきっかけに、学校に戻れたとか、いろんな事例があるのであれば、不登校対策としても、こうした取組ができるんじゃないんですかと。

事前にちゃんと、朝ですか、事前に言うたら、フレンドは申し込むなら食べれるというんだったら、学校給食も同じじゃないの、センターでできるんじゃないんですかと。それをやったら、例えばそれをきっかけに、学校にというような形にもなるんじゃないのかなと。

なおかつ学校給食が、今、1食幾らともらっているわけじゃないんですから、そういう1つのきっかけとして、大事な生徒が来るきっかけをつくるためにも、こういう取組をしたらどうですかということをおっしゃっていただけたら、それについて再度答弁を求めたいと思います。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

私どもが始めましたフレンドでの給食につきましては、今、市来議員おっしゃった他の自治体でやっている不登校対策という意味を含めてやり始めました。そのときに確かに八王子の給食センターでやっているということは存じてました。ただ、私どもとしては、では、どうやって不登校対策として、言い方悪いですけど、給食を提供するか、家から出すか。少しでも学校へ戻れるような1つの条件にしていくかと考えたところ、まずはフレンドでの給食を取りかかってみようというふうに考えて、始めさせていただいたものでございます。

ですから、給食センターでの給食の提供を全く全て否定するわけではございませんが、先ほど朝申し込んだらいいんでしょうというお話もありましたけども、朝申し込まれたのでは、その日の作る給食の数がもう間に合いませんので、フレンドの場合は、もともと最初に申し込んでもらってますんで、そこの分、何食分と考えて、センターのほうで作っております。だから、学校の1年3組が何人ですというのと同じで、フレンドは何人ですという形で作っておりますので、毎朝申し込まれたから対応できるんじゃないのというのはちょっと難しいと思っております。

○玉田議長 これで、市来利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市来利恵議員の一般質問を終わります。